

西いぶり消防通信指令事務協議会の設置に関する協議の件について

1. 提案理由

地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づき、室蘭市、登別市及び西胆振行政事務組合を構成団体とする西いぶり消防通信指令事務協議会の設置の請求があったので、当該協議会の設置に関し、登別市及び西胆振行政事務組合と協議することについて、同条第3項の規定に基づき、本案を提出するもの。

2. 協議の概要

地方自治法第252条の4に基づき、主として、以下の事項に係る規約を定める。

- (1) 消防サービスの高度化及び財政面での効率化を図るため、室蘭市消防総合庁舎内に「西いぶり消防通信指令事務協議会」（以下「協議会」という。）を設置すること。
- (2) 協議会は、室蘭市、登別市及び西胆振行政事務組合の3団体で設置すること。
- (3) 協議会は、災害通報の受信、出動指令、通信統制などの消防通信指令に関する事務を共同で管理し、執行すること。
- (4) 協議会は、構成団体の消防長及びその他の消防職員で構成団体の消防長が協議により定めた職にある者で構成すること。
- (5) 事務に専任で従事する職員の定数・配分は、構成団体の長の協議により定め、構成団体の消防長協議により選任すること。
- (6) 管理・執行に要する費用の負担及び納付については、構成団体の長の協議により定めること。

3. 施行期日

令和5年3月23日から施行する。